

防人給（事）第148号
令和6年3月29日
一部改正 防官文（事）第70号
令和7年3月21日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令第3条に規定する防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関について（通達）

標記について、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号。以下「省令」という。）第3条の規定により、下記のとおり定められ、令和6年4月1日から適用することとされたので通達する。

記

省令第3条に規定する防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる部隊又は機関とする。

区 分	部 隊 又 は 機 関
陸上自衛隊	方面会計隊本部、会計隊及び中央会計隊
海上自衛隊	中央業務会計隊
航空自衛隊	基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条に規定する基地業務を担当する部隊又は機関